

平成27年度第3回水道審議会会議録

日 時	平成27年7月31日（金） 午後1時30分から4時00分	
場 所	秦野市水道局庁舎2階会議室	
出席委員 〔敬称略〕 ※◎会長、○副会長 ※正副会長以下 区分別に五十音順	○柳川清紀、荒川 裕美子、松原 沙織、宮田 義範、伊藤 章、 齊藤 政和、高橋 宣明、内藤 房薫、長澤 健、中山 知江、 山口 政雄 計11名	
欠席委員 〔敬称略〕	松下 雅雄、丹羽恵理子、石川 道隆、今 昭夫 計4名	
委員以外 の出席者	水道局長 山口 誠一 水道業務課長 遠藤 秀男 水道業務課専任主幹（兼） 課長代理（料金担当） 田中 和也 水道業務課課長代理（庶務担当） 和田 安弘 水道業務課課長代理（経理担当） 原 正人 水道業務課庶務担当主査 塩田 健介 水道業務課庶務担当主事 西澤 冠	水道施設課長 原 恵一 水道施設課課長代理（建設担当） 野村 正道 水道施設課課長代理（給水維持担当） 小山田 智基 水道施設課課長代理（浄水担当） 秋山 眞一郎 水道施設課課長代理（計画担当） 小宮 政美
会議次第	1 開 会 2 会長あいさつ 3 市長あいさつ 4 諮 問 5 議 事 （1） 県水受水について （2） 水道事業財政計画（案）について （3） 料金体系についての考え方 （4） その他 6 閉 会	
会議資料	1 平成27年度第3回秦野市水道審議会次第 2 秦野市水道審議会委員名簿 3 諮問（写） 4 資料1 県水受水について 5 資料2 水道事業財政計画（推計）について 7 資料3 料金体系についての考え方 8 参考資料 平成22年度 諮問と答申	

事務局

本日は、ご多用のところ、ご出席いただきありがとうございます。

只今から平成 27 年度第 3 回秦野市水道審議会を開催します。

最初に、審議会委員の委嘱について、秦野市農業協同組合の推薦により、組合長である山口政雄氏に就任いただきましたので報告します。

本日、松下会長が都合により欠席していますので、秦野市水道審議会規則第 5 条第 3 項の規定により、副会長に、会長の職務を代理いただきたいと思えます。

それでは、「会議の成立について」ですが、委員 15 名のうち、11 名の出席をいただいていますので、秦野市水道審議会規則第 6 条第 2 項の規定により、審議会が成立していますことを報告します。

開会に当たり、副会長からごあいさつをお願いします。

副会長

—副会長あいさつ—

事務局

続いて、市長からごあいさつを申し上げます。

市長

—市長あいさつ—

事務局

本日は、議題に入る前に、市長から諮問をさせていただきます。

市長

—諮問—

事務局

恐れ入りますが、市長は他の公務の都合により、ここで退席させていただきます。

—市長退席—

事務局

それでは、資料の確認をいたします。

—資料確認—

それでは、副会長に進行をお願いします。

副会長

本日の次第に従い、議事に移ります。

「議題 1 県水受水について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

事務局

— 県水受水について説明 —

副会長

只今、説明のありました事項について、ご質問・ご意見がございましたらお願いします。

委員

責任水量は誰が決めたのでしょうか。

事務局

もともとは本市が、将来的な自己水の不足分として見込み、県企業庁に要望したものです。なお、当時認めてもらえた水量が、42,900 トンという責任水量になります。

委員

実際には3割程度しか受水していないので、見込み違いとして責任水量を減らすことはできないのでしょうか。

事務局

各市が要望した水量に基づき、ダムなど施設の規模が決定・建設されました。既に完成した施設の建設費用の総額を構成団体に配分して、責任水量が決定されていますので、本市の責任水量が減った場合、別の団体が本市の責任水量分を肩代わりすることになります。

そのため、現実的に責任水量を減らすことは難しいと言わざるを得ません。昭和40年、50年代の人口急増期で、このまま右肩上がり人口増が続けば自己水だけでは不足するだろうという想定のもと水量を見込みました。それが責任水量となっているわけですが、実際には平成6年をピークに水需要が下がってきています。

委員

ダムの建設費を全額償却した段階で、実情に応じた新たな契約を締結すればよいのではないのでしょうか。

事務局

建設費を償却しても、施設の維持管理費を責任水量の割合に応じて負担する必要があります。金額は減るかもしれませんが、負担は続くものと見込まれます。

委員

秦野市のように、別の事業者から水を買っている事業者は全国に相当数あります。どこも昭和40、50年代の人口急増期にダムを建設し、責任水量という形で建設費の負担をしており、ダムが存続する限り責任水

量に応じた支払いは必要になります。仮に実情に応じて責任水量の見直しを行った場合、ダムの建設費用の総額は変わらないので、ダムを建設した事業体の経営が成り立たなくなるという事象も起こりかねません。難しい問題です。

委員 責任水量の見直しというのは不可能ということなのですね。

委員 不可能ではありませんが、見直しを行った場合、売り手側の事業体の経営が成り立たなくなってしまうので、お互いの十分な協議が必要です。しかし、全国どこにおいても水が余っている状況ですので、責任水量の引き下げは難しいと言わざるを得ません。

事務局 県企業庁は大規模事業体ですので、本市のような小規模事業体の経営の厳しさを訴え、少しでも責任水量を減らせるよう、過去に軽減してもらっていたような肩代わりを1,000トンでもと要望していますが、難しいという回答をいただいています。

委員 建設費用の負担は必要ですが、建設費用を償却し終わった段階で、その時点での人口割合や増加率等から改めて責任割合を見直しができるのかな、と思ったのですが、どうでしょうか。

事務局 責任水量は水利権のようなもので、責任水量分の水を使いきれれば一番よいのですが、見直しの期限などを定めていないので、見直しは難しい状況です。水を他の都市に販売することなども提案しましたが、どこも水が余っているようで、難しいとのことでした。

委員 何年か前に水不足で節水が叫ばれたことがありますが、現在はどうでしょうか。

委員 水不足については、最近、夏場の四国で何年かに一回ありますが、基本的には雨量が足りずに水不足になることはありません。都市部では5パーセント程度の取水制限の可能性が論じられることはありますが、実際には制限は実施されず、給水車が出動するようなこともあります。

副会長 これまでもご意見、ご質問等ありましたが、あらためて整理しますと、

県水受水費は、その基本料金だけで約5億円を占めているということに関しては、非常に厳しい水道事業経営の中で大きな負担であると言わざるを得ません。

ただ、県水を受水することになった経緯や、責任水量という約束ごとがあることから、今後も負担していかなければいけないものであるということ、一方で、水源が少ない地域や、緊急時や一時的な代替水源としての必要性もある、といったことが事務局から説明されました。

当審議会としても、むやみに契約解除や受水停止ができないということがあらためて分かりました。

ただ、事務局には、今後も、軽減に向けた要望など、少しでも負担が少なくなるような働きかけをお願いしたいと思います。

次に「議題2 水道事業財政計画（案）について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

—水道事業財政計画（案）についての説明—

副会長

当審議会において、市長から諮問を受けた「水道料金のあり方について」議論を進めるに当たり、平成22年度の水道審議会で検討し、現行の財政計画の「基本的な考え方」とされている事項について検証しつつ、事務局から提示された、財政計画の3つの案を見ていきたいと思えます。

まずは、資料2の1から3までの目的、計画期間、そして料金算定の期間についてです。

水道管を含めた施設の耐震化など、施設整備計画を着実に進めるために、安定した財政基盤を確立する、という財政計画策定の目的は、理解できるところだと思えます。

また、財政計画の期間を10年にすることや、料金算定期間を5年とすることについても、市の総合計画や施設整備計画の期間と整合を図ることは、理にかなっていると感じますが、この点については、よろしいですか。

—異議なし—

副会長

では、4の「基本的な考え方」を検証しながら、財政計画の案について、議論していきたいと思えます。

今回、事務局からは、具体的な改定率なども入れた財政計画について、第1案から第3案まで示されました。

財政計画の案には、現行の財政計画における4つの「基本的な考え方」を満たすことができるものと、一部満たすことができないものがあるという説明がありました。

この4つの「基本的な考え方」についても含めて、ご質問、ご意見はございませんか。

委員

第2案ですが、これは当初5年間で15パーセントアップして、次の5年間でも8パーセントアップするというのでしょうか。

事務局

今回の料金改定により15パーセントアップしたうえで、計画どおりの収支であった場合、33年度の時点で4つの基本的項目を満たすためには8パーセントのアップの必要性が見込まれるということです。今の段階で8パーセントアップを必ず行うということではなく、その時点での社会経済情勢や水需要などの確認・検証をしながら検討することになります。

委員

15パーセントアップした場合に、他市との料金比較はどうなりますか。

事務局

仮に家事用で、4人家族、1か月の平均水量30立方メートルで比較した場合、現在の本市の料金体系では税抜2,160円ですが、15パーセントアップすると2,486円になります。これに対し同条件で、県企業庁が4,001円、横浜市で4,716円、川崎市が4,005円、小田原市が2,910円、三浦市が4,840円、座間市3,354円、南足柄市が2,400円です。

業務用100立方メートル使用した場合、15,290円が17,599円となりますが、家事用と同様に南足柄市に次ぐ水準です。

事務局

補足します。平均で15パーセントアップという説明をしましたが、家事用、業務用、農業用などの区分でそれぞれ15パーセントアップにするのか、若しくは業務用の負担を減らして家事用にウェイトを置き、業務用10パーセント、家事用20パーセントにするのかなど、次回以降、料金体系の見直しの中で検討いただくこととなりますので、15パーセントという数字は、現時点での目安として考えていただきたいと思います。

委 員

企業債残高を計画的に減らすために上限を4億円としているようですが、今後、施設更新をしていく際に、4億円以上の財源が必要になる場合もあると思います。確かに、後年度負担を減らすことは大切ですが、あくまでも借入れの上限4億円は原則であって、単年度に事業費が必要な場合などは、4億円を超えて企業債を借入れてもよいと思います。

副会長

企業債の借入額について、原則として4億円としつつも、単年度に集中して事業を実施する場合に限っては、4億円でなくともいいのではないかと、という意見ですね。施設整備に充てる財源に対する収入は、企業債しかないわけですから、納得できます。

委 員

もう一度、平均改定率10パーセントと15パーセントの場合を比較して、この部分を重点的に見て欲しいというところはどこでしょうか。市民感情として、10パーセントと15パーセントの差は大きいと感じられると思います。

事務局

各案を比較した場合、特に差があるところは料金算定期間最終年度での補填財源残高です。基本的な考え方である

- ・単年度の純損益が黒字であること、
- ・施設整備費を確実に確保すること
- ・企業債残高を計画的に減らすこと

という条件をクリアしたうえで、10パーセントアップの場合3億2,600万円、15パーセントアップの場合8億1,700万円、20パーセントアップの場合13億800万円となります。

補填財源の額は、現金の額とほぼ同じで、補填財源を8億円確保するという事は、支払い資金としての現金を8億円確保するという事になります。事務局では単年度での支払いを考えた中で補填財源残高8億円と見込んだ15パーセントアップが望ましいのではないかと考えています。

委 員

8億円の根拠はなんでしょうか。

事務局

補填財源残高の額は各水道事業体の考え方によりますので、明確で統一的な基準はありません。本市としては、企業債の元金償還金と支払利息の合算額約6億5千万円、責任水量に基づく県水受水費の約5億5千

万円、合わせて約 12 億円は毎年必ず支払いが必要な金額として見込んでいます。

これに対して、いざというときに備えて水道事業基金を積み立てており、その残高が現在約 3 億 7 千万円ありますので、料金改定によって市民生活へ与える影響をなるべく少なくするという観点から、12 億円から 3 億 7 千万円を差し引いた約 8 億円を補填財源残高として確保が必要な金額としました。

委員 前回の料金改定率はどの程度だったのでしょうか。

事務局 平均 21 パーセントアップでした。

委員 第 1 案の 20 パーセントアップは、前回の 21 パーセントアップを下回っており、より多くの補填財源残高を確保できるので、経営的には余裕が出ると思うのですが、採用できないのでしょうか。

事務局 それぞれの資料の右上に、「28 年～37 年度の給水収益」欄があります。仮に、この計画のとおりに移した場合は、後期でアップのない前期 20 パーセントアップの場合が 235 億 7,700 万円で、前期 15 パーセントアップ、後期 8 パーセントアップの場合が 234 億 9,600 万円なので、10 年スパンで考えた場合に差額が約 8,000 万円で、ほとんど差異がありません。

また、前回の改定の際にも 10 年間は赤字がないだろうと考えていましたが、結果は 5 年もしないうちに赤字になってしまいました。5 年後でさえ見通すことが難しいので、5 年後に改定しないために今負担を増やす、ということは難しいと考えています。経営の安定性という観点からは料金改定率が高い方がありがたいですが、必要最小限に抑えて負担をお願いすべきであると考えています。

事務局 5 年前の改定は 16 年ぶりの改定であり平均改定率が 21 パーセントでした。それから 5 年しか経過していない段階でさらに 20 パーセントアップするというのは、市民の負担を考えた時に如何なものかということもあり、経営面でぎりぎりのところで 15 パーセントアップを示させていただきました。

副会長 市民負担は少なければ少ない方がよいと思いますが、また 5 年後も引

き上げが必要になるのですよね。

事務局 状況が好転しているかどうかですが、その時点での状況を見極めて検討することになると思います。

委員 私は料金改定率 15 パーセントという案はよく考えられていると思いました。

委員 20 パーセントアップというのは市民生活に与える影響というのが大き過ぎると思います。また、10 パーセントアップの場合5年後も18 パーセントアップが必要になり、負担を先送るということですから、これも難しいと思います。その点15 パーセントアップは、最低限必要な額を確保するために値上げしたうえで、5年後の状況で再度検討することになっているので、この案がよろしいかと思います。

副会長 事務局から出された3つの財政計画案のうち、現時点で、当審議会では、基本的な考え方を全て満たしている、第2案をベースに考えていきたいと思っています。

なお、当審議会においては料金改定をせざるを得ないという見解でよろしいでしょうか。

—異議なし—

副会長 それでは現時点で当審議会としては、第2案、平均料金改定率15パーセントアップの財政計画案をベースに今後の審議を進めたいと思います。事務局は、次回の審議会までに、この計画案をベースにした料金表の形にしたシミュレーション資料を用意してください。

—休憩—

副会長 「議題3 料金体系についての考え方」に移ります。
事務局からの説明を求めます。

事務局 —料金体系についての考え方の説明—

副会長 事務局から、平成23年4月の料金改定の際の議論に基づいて、説明

がありました。この5つの「料金体系についての考え方」について、順に検証したうえで、今回の見直しに当たっての考え方を整理したいと思います。

まず、1点目と5点目ですが、原則的事項として、「使用者に公平な費用負担を求める」ということや、「健全経営のための財政基盤が安定する収入の確保」というのは、公営企業として当然のことで、また、「公平な改定」として、現在の料金水準から、市民生活や企業活動に大きな影響を与えないように配慮するということも、原則的事項と同様に、ライフラインの責務を果たすという意味で、揺らぐところではないと考えますが、よろしいですか。

—異議なし—

副会長

次に、2点目の基本料金のあり方です。

秦野市の現在の料金体系は、用途別、二部料金制、つまり基本料金と従量料金に分けていただいていると説明を受けています。

用途別か口径別か、一部料金制か二部料金制かといった研究は、平成22年度答申の中で、付帯意見としているところです。

事務局から、基本水量8立方メートルをそのままに、二部料金制として、固定的経費を基本料金で回収したいとの説明がありました。

県内でも8立方メートルの事業体と10立方メートルの事業体があるようですが、秦野市が8立方メートルとした根拠はなんでしょうか。

事務局

一般的には8立方メートルあれば、衛生的な生活が営めるという認識です。全国の多くの事業体で10立方メートルを採用する中で、県内では横浜市、川崎市などが基本水量を10立方メートルから8立方メートルに変更しています。

副会長

基本水量を下げると、収入が減ることですか。

事務局

基本水量制を廃止して従量で料金をいただくのが、日本水道協会の算定要領の基本的な考え方ですが、それをいきなり実施した場合、影響が非常に大きいと考えられます。そこで、5年前と現在とを比較した結果、使用水量にほとんど差異がない状況なので、基本水量を下げるのではなく、現行の8立方メートルを継続することがよいのではないかと考えています。

委員

施設維持管理費などの固定費を基本料金で回収することは公平な負担に合うということですので、10立方メートルにした方がよいのではないかと考えます。また、使用水量の比較の図は、10立方メートル以上の使用者がいる、ということでしょうか。

事務局

この表では、1年間で12件としてカウントしていますので、年間の月数12で除すると、概ねの世帯数が算出できます。

また、現行の基本水量である8立方メートルを10立方メートルにした場合、現在9立方メートル分使われている方、10立方メートル分使われている方からの収入が減ってしまいますので、基本的には現状維持か、減らしていく方向で考えています。

副会長

料金収入に占める基本料金の割合を高める、ということについては、前回の料金改定前には、18.9パーセントであった割合が、平成26年度には、23.8パーセントまで伸びており、さらに理想的な回収割合である36.5パーセントに近づけようということですが、36.5パーセントの根拠はなんでしょうか。

事務局

昨年度第3回審議会において、基本料金と従量料金の比率については、料金で回収すべき費用の総額である総括原価を需要家費、固定費、変動費という3つに区分し、水を使っても使わなくてもかかる経費と水を使った場合にかかる経費とに分けて原価を配分すると、本市の場合、原価の36.5パーセントは基本料金で、残りの63.5パーセントは従量料金として回収することが理想的な割合であると説明をさせていただきました。

前回の改定の際には18.9パーセントであった基本料金の割合をいきなり36.5パーセントにまで引き上げた場合、料金の激変につながってしまうと考え、少しのアップに留めたものです。今回も、少しでも全体に占める基本料金の割合を高くしていきたいと考えています。

事務局

前回の料金改定では、基本料金400円を30パーセントアップして520円にした結果、基本料金割合が約19パーセントから約24パーセント程度にまで上昇しました。

副会長

理想的な回収割合に近づけていこうということですが、この点は、当

審議会として、課題の解消のために答申した内容で、まだ十分ではないという考えのもとに、引き続き考えなければいけないところだと思います。この点についてはいかがでしょうか。

委員

基本料金については、日本水道協会が発行している水道料金算定要領においても、需要家費等を除く固定費については、給水準備のために必要な原価として徴収することとして規定されています。一方で基本水量に関しては、料金の激変を招かないように徐々に解消するものとして規定されています。現在基本水量を付している事業体は減少傾向にあるものの、全国で74.3パーセントあります。

秦野市においては、基本料金の回収割合は伸びているものの、まだ全国平均の約30パーセントまでは到達していない状況もあることから、この割合を増やす事が先決だと思います。

基本水量を減らしたり、基本料金を維持または増額した場合に、低水量利用者の料金の激変を招く可能性がありますので、今回の検討では、基本水量は現行の8トンでもよいのではないかと考えます。

副会長

基本料金の回収率については、急に大きな負担とならないように設定すべきですので、事務局には、こうした点を踏まえて、次回の審議会までに資料を用意してください。

続いて、3点目の「業務用料金の負担緩和」と4点目の「逡増度の緩和」についてです。

このことについては、次回以降、具体的なシミュレーションを行う際に、これらの考え方に基づいて検討していきたいと思います。

重ねて用途別か口径別かという議論ですが、事務局からは、実際に料金表に当てはめてみないと、市民生活や企業活動への影響も分からないという説明がありました。議題2で、事務局には、次回の審議会までに、計画案をベースにした料金表の形でのシミュレーション資料を用意していただくことにしましたが、用途別だけではなく、口径別での資料も用意してください。

副会長

料金体系の5点の考え方に、新たに考えられる事項等、そのほかにありますか。

委員

資料3の県内事業体の基本水量の状況を見ると、秦野市の基本水量が8トン、基本料金が520円ということですが、他の事業体と比べて安い

です。これは現在の水量と金額ですね。

事務局 520 円は現在の料金です。全体で 15 パーセントアップという水道料金収入をどのような形で回収するのか、基本料金と従量料金の割合をどうしたらよいかシミュレーションを行う中で検討していただきたいと思います。

委員 そのあたりを比較できるように試算していただきたいと思います。また、10 立方メートルにした場合に収入が減るとの説明がありましたが、どの程度減るのかも試算していただきたいと思います。

委員 基本水量は 8 立方メートル又は 10 立方メートル以外に設定できないのでしょうか。

委員 全国的には基本水量 10 トンという事業者が多いです。これは東京都水道局が昭和 50 年前後に 4 人家族が 1 か月でどの程度の水を使うのかということの調査を行った結果に基づくものです。特に基準があるものではなく、各事業者の判断によるもので、5 トンのところもあれば 9 トンのところもあります。

事務局 最近では横浜市が 10 トンから 8 トンに引き下げたということがあります。基本料金 520 円を基本水量 8 トンで除すると 65 円／トンになります。9 トン以上が 70 円ですので、段階的に上がっていくような料金体系になっています。

副会長 今日の議論の中で、現行計画における「基本的な考え方」など、基本的には、そのまま踏襲するといった方向性が出てきたように感じます。次回の会議では、現時点で当審議会として、第 2 案、平均料金改定率 15 パーセントアップの財政計画案をもとに、審議を進めたいと思います。

事務局には、次回の審議会までに、この計画案をベースにした料金表の形でシミュレート資料を用意してもらおうこととします。

副会長 「議題 4 その他」ですが、事務局からお願いします。

事務局 3 点ほどございます。

1 点目は、次回の日程ですが、前回の会議で決めさせていただいてい

るとおり、8月21日（金）の午後1時半から、水道局庁舎2階会議室で開催します。なお、9月の日程は、別途ご相談させていただきたいと思います。

2点目は、水道局の企業努力の一つ、遊休地の活用についてです。

ご存知の委員もいらっしゃるかもしれませんが、昨年度末に売却を試みた、鈴張配水場跡地ですが、このたび、職員の自前による整備をしまして、月極駐車場として貸し出すこととしました。8月3日から申し込みを受け、初回のみ抽選です。1区画5,000円を予定しています。

3点目は、秦野水道展を予定しています。

今年、秦野水道は、曾屋区水道の給水開始から125年を迎えています。また、市制施行60周年でもありますので、8月の中旬から9月の初旬まで、本町公民館の展示スペースを借りて、過去の認可書類や水道管、現在の経営状況などのパネル展示を予定しています。

委員の皆さまも、お時間がございましたら、ぜひ足をお運びいただきたいと思います。

副会長

具体的に15パーセントという料金改定率のもとに、いよいよ水道料金のあり方、料金体系の検討に入ります。

水道料金は、安いに越したことはありませんが、そのために本市の歴史ある水道事業が経営できなくなってしまうことは、あってはなりません。次回以降、皆さんと一緒に、しっかりと将来を見据えた料金体系を考えていきたいと思います。

それでは、議事については、以上をもちまして、終了します。

事務局

本日の水道審議会を閉会します。

ありがとうございました。

署名

署名
